

スクールカウンセラー等活用事業実施要領

平成 2 5 年 4 月 1 日
初等中等教育局長決定
平成 2 7 年 4 月 1 日一部改正
平成 2 8 年 4 月 1 日一部改正
平成 2 8 年 7 月 8 日一部改正
平成 2 9 年 4 月 1 日一部改正
平成 3 0 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 5 年 4 月 1 日一部改正
令和 6 年 4 月 1 日一部改正

教育支援体制整備事業費補助金（いじめ対策・不登校支援等総合推進事業）交付要綱第 2 2 条の規定に基づき、スクールカウンセラー等活用事業の実施について必要な事項を、本実施要領で定めるものとする。

1 事業の趣旨

公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び地方公共団体が設置する児童生徒の教育相談を受ける機関（以下「学校等」という。）に児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラー又はスクールカウンセラーに準ずる者（以下「スクールカウンセラー等」という。）を配置するとともに、24 時間体制の電話相談や SNS 等を活用した相談を実施し、教育相談体制を整備する。

また、被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、学校等（公立幼稚園を含む。）にスクールカウンセラー等を緊急配置する。

2 実施主体

本事業の実施主体は、都道府県・指定都市とする。

3 スクールカウンセラー等の選考

(1) スクールカウンセラーの選考

次の各号のいずれかに該当する者から、実績も踏まえ、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーとして認めた者とする。

- ① 公認心理師
- ② 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士
- ③ 精神科医
- ④ 児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有し、学校教育法第1条に規定する大学の学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師（常時勤務をする者に限る）又は助教の職にある者又はあった者
- ⑤ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

(2) スクールカウンセラーに準ずる者の選考

次の各号のいずれかに該当する者から、実績も踏まえ、都道府県又は指定都市が選考し、スクールカウンセラーに準ずる者として認めた者とする。

- ① 大学院修士課程を修了した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ② 大学若しくは短期大学を卒業した者で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、5年以上の経験を有する者
- ③ 医師で、心理業務又は児童生徒を対象とした相談業務について、1年以上の経験を有する者
- ④ 都道府県又は指定都市が上記の各者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

ただし、前各号に掲げる者の任用は、地域や学校の実情を踏まえ、3(1)に掲げる者の任用よりも合理的であると認められる場合に行うことができるものとする。

(3) 相談員の選考

電話相談又はSNS等を活用した相談や教育相談に関する知識及び経験を有し、本事業の趣旨を理解する者を、都道府県又は指定都市が選考し、相談員として認めた者とする。ただし、第三者への委託を行う場合は、この限りでない。

なお、SNS等を活用した相談は、電話相談や対面による相談とは異なる相談技法が必要になる。そのため、第三者への委託を行う場合も含めSNS等を活用した相談に関する知識及び経験を有していない相談員を選考する場合は、相談を開始する前に必要な研修を行うなどして十分な相談体制を整えること。

4 事業の内容

本事業は、次の内容を実施することができる。

(1) スクールカウンセラー活用事業

スクールカウンセラー等やスクールカウンセラー等に対して適切な指導・援助ができるスーパーバイザーを学校・教育委員会等に配置し、児童生徒の心のケアに加え、教員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修や児童生徒の困難・ストレスへの対処方法等に資する教育プログラムを実施するとともに、スクールカウンセラー等の専門性を向上させるための研修や、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する。

なお、公立高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とする。

(2) 電話相談事業

文部科学省が設定する全国統一の教育相談ダイヤルにより24時間体制での電話相談を実施し、電話相談員の資質を向上させるための研修、事業を効果的かつ円滑に実施するための情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会を開催する。

なお、24時間体制での教育相談窓口の周知にあたり、原則、国・公・私立の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校の全ての児童生徒に周知するための教育相談窓口紹介カードを作成し、配布する。

(3) SNS等を活用した相談体制整備事業

① SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談事業

SNS等を活用した双方向の文字情報等による相談（以下「SNS等を活用した相談」とする）を実施するとともに、相談員の専門性を向上させるための研修、事業を効果的かつ円滑に実施するための相談受付日等の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立、電話相談との有機的な統合の在り方の検討及び情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会の開催を実施する。

② 通報アプリ等を活用した一方向の文字情報等による相談事業

アプリ等を用いて、文字情報等による児童生徒のいじめ等の通報や悩みの訴えを受け付け、その後、学校等に引継ぎ、必要に応じて当該学校等において対応を行うとともに、事業を効果的かつ円滑に実施するための通信ログ等の分析・研究及び関係機関への通報の在り方又は情報交換や関係機関との連絡調整等を行う連絡協議会の開催を実施する。

※ SNS等を活用した相談を実施した際に、相談内容等を考慮し、SNS等から、音声通話への切替えが必要と判断した場合、当該相談に関する音声通話に切り替えた後の相談も本事業に含むものとする。

(4) 災害時緊急スクールカウンセラー活用事業

被災した児童生徒等の心のケア、教職員・保護者等への助言・援助等を行うため、スクールカウンセラー等を学校等に緊急配置する。

5 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする都道府県・指定都市は、文部科学省が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

6 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた都道府県・指定都市は、文部科学省が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

7 費用

(1) 補助対象経費

国は、記2から6までの要件を満たす次の事業に対して補助するものとする。

- ① 都道府県・指定都市が実施する事業（その一部を委託して実施する場合も含む。）
- ② 市町村が実施する事業に対して、都道府県が補助する事業

(2) 補助対象経費の取扱い

スクールカウンセラー等活用事業に係る補助対象経費の取扱いについては、以下のとおりとする。取扱いに際しては、都道府県・指定都市が持つ他の経費と紛れることのないようにすること。また、委託又は補助を受けた市町村においても、以下に準じた経費の取扱いをすること。

- ① スクールカウンセラー活用事業
 - ・報酬（常勤職に係る給与を含む）
 - ・期末手当及び勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
 - ・交通費（自宅又は宿泊地からの通勤に係る経費等）
 - ・旅費（ただし、原則離島など遠隔地への派遣に限る。）
 - ・消耗品費

- ・保険料
- ・補助金
- ② 電話相談事業（夜間・休日等に通常業務では対応できない電話相談を実施するために要する経費が対象。また全国統一の教育相談ダイヤルに登録するために要する経費を含む。）
 - ・報酬
 - ・期末手当及び勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
 - ・交通費（自宅又は宿泊地からの通勤に係る経費等）
 - ・消耗品費
 - ・印刷製本費（カード、パンフレット等の作成費を含む）
 - ・通信運搬費（電話回線料等を含む）
 - ・借料及び損料
 - ・保険料
 - ・委託費
- ③ SNS等を活用した相談体制整備事業
 - ・報酬
 - ・期末手当及び勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
 - ・交通費（自宅又は宿泊地からの通勤に係る経費等）
 - ・消耗品費
 - ・印刷製本費（カード、パンフレット等の作成費を含む）
 - ・通信運搬費
 - ・借料及び損料
 - ・保険料
 - ・委託費
- ④ 研修・連絡協議会に係る経費
 - ・諸謝金（講師、指導助言、会議出席、原稿執筆等の謝金）
 - ・旅費（講師、会議出席等の旅費）
 - ・消耗品費
 - ・印刷製本費
 - ・通信運搬費
 - ・借料及び損料
 - ・会議費
 - ・報酬
 - ・期末手当及び勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
 - ・保険料
 - ・雑役務費
 - ・委託費

- ・補助金
- ⑤ 災害時緊急スクールカウンセラー活用事業
 - ・報酬
 - ・期末手当及び勤勉手当（ただし、会計年度任用職員に支給するものに限る。）
 - ・交通費（自宅又は宿泊地からの通勤に係る経費等）
 - ・旅費（被災地への派遣に要する旅費）
 - ・消耗品費
 - ・諸謝金（ただし、被災に当たって派遣する者に支給するものに限る。）
 - ・保険料

ただし、期末手当及び勤勉手当の補助対象は、週当たり15時間30分以上の勤務実績がある場合に限るため、これに満たない場合は計上しないこと。

8 第三者への委託を行う際の留意事項

業務の全てを直接執行することが困難な場合、その一部を第三者に委託することができる。ただし、第三者に委託する場合であっても、その業務遂行に係る責は補助事業者に帰するものとする。

そのため、補助事業者は、受託者が受けている相談内容を即時に確認できるシステムとするとともに、生命に関わるなど緊急の対応が必要な場合の受託者からの連絡体制を確立すること。

9 その他留意事項

- (1) スクールカウンセラー等の配置に当たっては、各自治体の実施する効果検証の結果を踏まえた効果的・効率的な配置とすること。
- (2) 重点配置に係る取扱いについては、文部科学省から別に示す趣旨・目的に沿った配置とすること。
- (3) 教員とスクールカウンセラー等が担うべき職務を明確化すること。
- (4) 児童生徒の実情を踏まえ、例えば、公民館や図書館等、学校以外の場でも相談ができる体制整備に努めること。
- (5) 本事業を行うに当たっては、その他のいじめ対策・不登校支援等総合推進事業との連携に努めることとする。
- (6) SNS等を活用した相談体制の構築事業については、以下についても留意すること。

- ① 生命に関わるなど緊急の対応が必要な相談や通報を受けた際に、迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関と協議の上、

マニュアルを作成するなど必要な体制を整えること。なお、4(3)①の事業については、緊急の対応が必要な相談については、一人の相談員による対応が困難になる場合があるため、同時に二人以上の相談員が配置される体制を整備することが望ましい。

- ② 相談受付時間外や同時に複数の相談や通報が来た場合などすぐに対応できないことが想定される際は、利用児童生徒に対して、その旨及びその際の対応が十分伝わるように努めること。
- ③ 児童生徒の氏名、学校名を含めた相談や通報内容に関する通信ログについては、児童生徒の個人情報に該当する 경우가多く、各地方公共団体の個人情報保護条例等を遵守した上で厳格に管理すること。
- ④ スマートフォン等を所持しない児童生徒に対して、適切な配慮を行うように努めること。また、GIGAスクール構想により整備された端末を活用し、相談窓口にアクセスしやすくするなど、児童生徒が必要なときに、容易かつ迅速に相談できる体制の整備に努めること。
- ⑤ 4(3)①の事業については、同時に複数の相談が来た場合などにおいても、なるべく多くの相談に対して、すぐに対応できるように相談の受付方法等について工夫するよう努めること。
- ⑥ 各地方公共団体の福祉部局など関係機関と有機的な連携を図ること。

附 則

この要領は、平成28年7月8日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

なお、2 に関し、4 (3) の補助事業者については、当分の間、令和 2 年度において、SNS等を活用した相談体制の構築事業により補助金の交付を受けた市区町村を含むものとする。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

なお、2 に関し、4 (3) の補助事業者については、当分の間、令和 2 年度において、SNS等を活用した相談体制の構築事業により補助金の交付を受けた市区町村を含むものとする。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

なお、2 に関し、4 (3) の補助事業者については、当分の間、令和 2 年度において、SNS等を活用した相談体制の構築事業により補助金の交付を受けた市区町村を含むものとする。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。